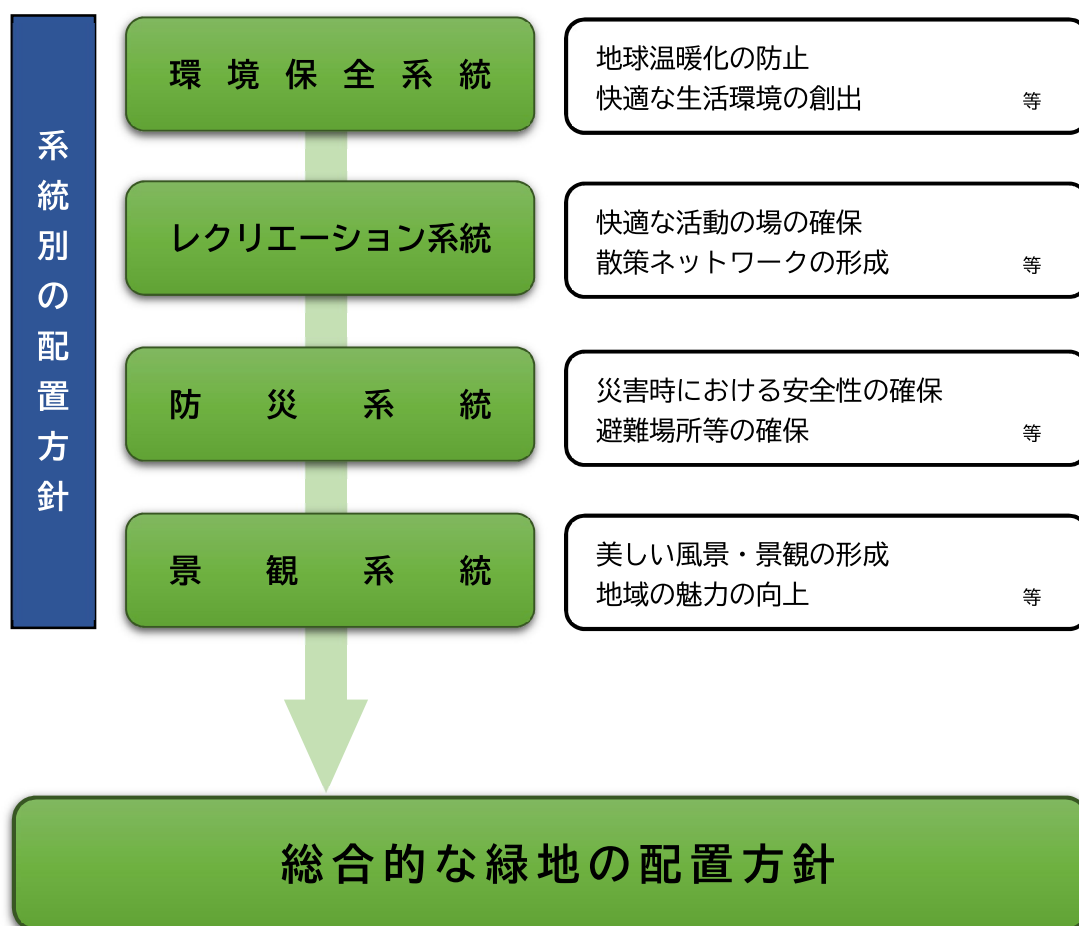


第4章 緑地の配置方針

1 緑地の配置方針

本町の緑の将来像を実現するためには、都市の緑が持つ機能が効果的に発揮されるように緑地を配置し、ネットワークを形成することが重要となります。

そのため、「環境保全系統」、「レクリエーション系統」、「防災系統」、「景観系統」の4つの緑の系統別に配置計画を設定し、それらを踏まえて総合的な緑地の配置方針を定めます。



2 環境保全系統の緑地の配置方針

本町には、豊かな緑と水に恵まれた御嶽山、これを源とする金鑽川のほか、農業灌がい用水として用いられてきた溜め池や、南部の山間地域より流れる神流川に沿うように北部の平坦地に広がる農地等、代表的な緑があります。

また、緑のネットワークを形成するために、道路、公園、公共施設などの整備を図るとともに、遊休農地についてもその有効利用を図りながら、都市と農業の共存に配慮した農地の保全を指針として環境保全系統の配置を図ります。

(1) 骨格を構成する緑地

緑地の環境保全機能を高めるため、重要な役割を果たしている緑地構造の軸となる緑地を保全します。

- ① 町域の良好な緑地として、南部に広範囲に広がる自然公園区域内の山地、神流川沿いの段丘斜面緑地、神流川河川敷を位置づけ、保全するとともに緑地としての連続性や質を高める配置を行います。
- ② 都市の骨格的緑地として、河川、道路を基軸として保全、整備を行います。
 - (1) 河川緑軸として、神流川、金鑽川を位置づけます
 - (2) 道路緑軸として、国道254号、462号、主要県道等を位置づけます。
 - (3) 鉄道緑軸として、JR八高線を位置づけます。

(2) 快適な生活環境を創出する緑地

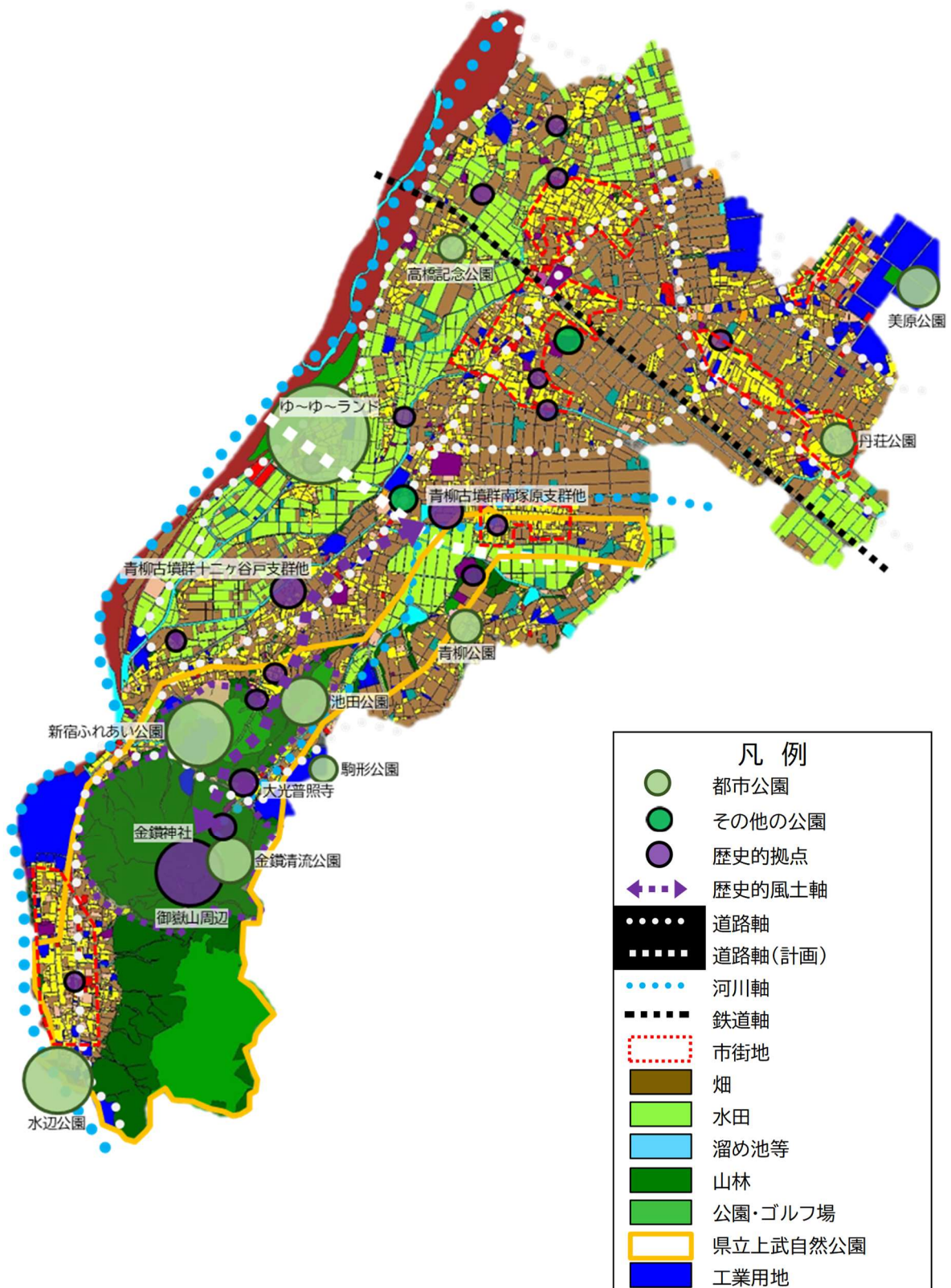
環境に優しい快適な生活環境を創出する緑地を保全します。

- ① 新鮮な酸素の補給源となる良好な緑地として、南部に広がる自然公園区域の山地、神流川右岸段丘緑地、神流川河川敷を保全します。
- ② 社寺林や屋敷内の緑地の適正な維持管理の実施を働きかけるとともに、都市公園・緑地、公共施設においても緑化を推進します。
- ③ 拠点となる緑のネットワークに配慮して、幹線道路における街路樹の維持管理の保全を図ります。

(3) 各地区の性格に応じた緑の配置

- ① 住宅地、農地、工業地といった地域の環境を改善するため、土地利用に応じた緑化等の指導を推進します。
- ② 生産緑地として、市街地における貴重な緑である農地において、生産性の高いものの保全を計画します。
- ③ 歴史的な風土や文化財と一体になり、神流川、御嶽山周辺及び文化財と一体となった社寺林等、その歴史的価値を守っている緑地を保全します。

■環境保全系統の配置図



3 レクリエーション系統の緑地の配置方針

レクリエーション系統の緑地は、緑の持つ多様な機能の活用により、変化に対応した余暇空間を確保できる緑です。

自由時間の増大、価値観の多様化、交通網の発展等に伴い、余暇時間が増加したことにより、自然とのふれあい志向、健康への関心、コミュニティ意識が高まるなど余暇需要が変化しつつあるなかで、緑の持つ多様な機能を活用することにより、緑豊かで質の高い余暇時間を確保することができることに着目して配置します。

(1) 身近な活動の場

町民が軽スポーツ等の活動を行ううえで、自由に、そして、身近に利用できるレクリエーション緑地の整備を図ります。

- ① 日常生活圏を対象とした身近な公園緑地の配置を図ります。。
- ② 都市公園等の既存公共施設については、子どもの遊び場等の公共施設緑地とともに、緑の活動場所としての活用を図ります。
- ③ 社寺境内地など地域住民の親しみのある空地进行をレクリエーション緑地として活用を図ります。
- ④ 河川や公園緑地・緑の拠点等を相互に結ぶ水と緑のネットワークに、河川管理者との連携によるサイクリングロード、緑道・散策路の維持管理についての整備を図ります。

(2) 市街地内の農地の活用

- ① 都市型農業地帯として、農業生産基盤の整備、地産地消の推進などとともに、農業と調和したまちづくりを進めます。
- ② 市街地における貴重な緑である農地を、町民が自然とふれあえる空間として活用を目指します。

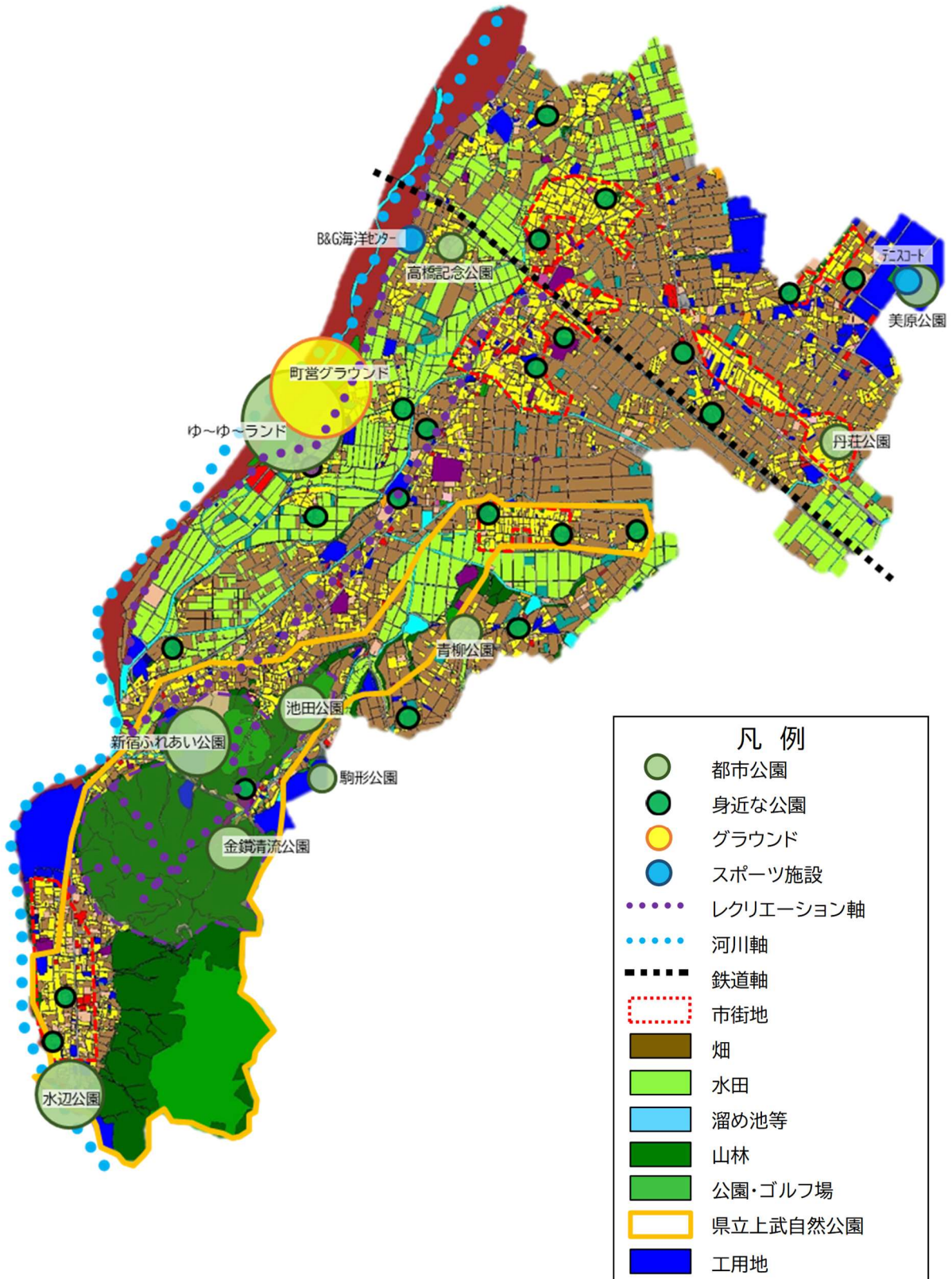
(3) 自然を活かした緑地の活用

御嶽山周辺の優れた自然環境を活かしたレクリエーション緑地の整備を行うとともに、町域に存在する河川、自然林を拠点とする生物生息空間の育成を図ります。

(4) 散策ネットワークの形成

町内に配置されているレクリエーションの場を効果的に利用し、安全で快適に、楽しみながら歩いていける緑の歩行空間の配置を図ります。

■レクリエーションシステムの配置図



4 防災システムの緑地の配置方針

防災システムの緑地は、災害防止、避難地、救援活動拠点などの機能により、都市の安全性を確保できる緑です。

大地震や大火災の発生時において人々の避難地や避難路、延焼防止帯、救援活動拠点、復旧活動拠点、広域防災拠点としての多様な機能を持つことから、緑を適切に確保することにより、都市の安全性、防災性を高めることができることに着目して配置します。

計画にあたっては、神川町地域防災計画との整合性を図りつつ、災害時に公園や緑地のもつ多様な防災機能が発揮できるように、防災システムの視点から緑地の配置計画の充実を図ることが重要です。

(1) 自然災害の発生を防止・被害を軽減する緑地

自然災害の発生を予防するとともに、災害発生時の被害を軽減する緑地の保全を図ります。

- ① 防災上、重要課題でもある水害対策に関しては、遊水機能の高い緑地(オープンスペース)として、市街地を取り囲む形で分布している農地の広がりをも、今後できるだけ維持していくことを基本とします。
- ② 山地や神流川沿いの段丘斜面における斜面緑地を保全し、地すべり等の災害に備えます。

(2) 工場周辺への緩衝緑地の配置

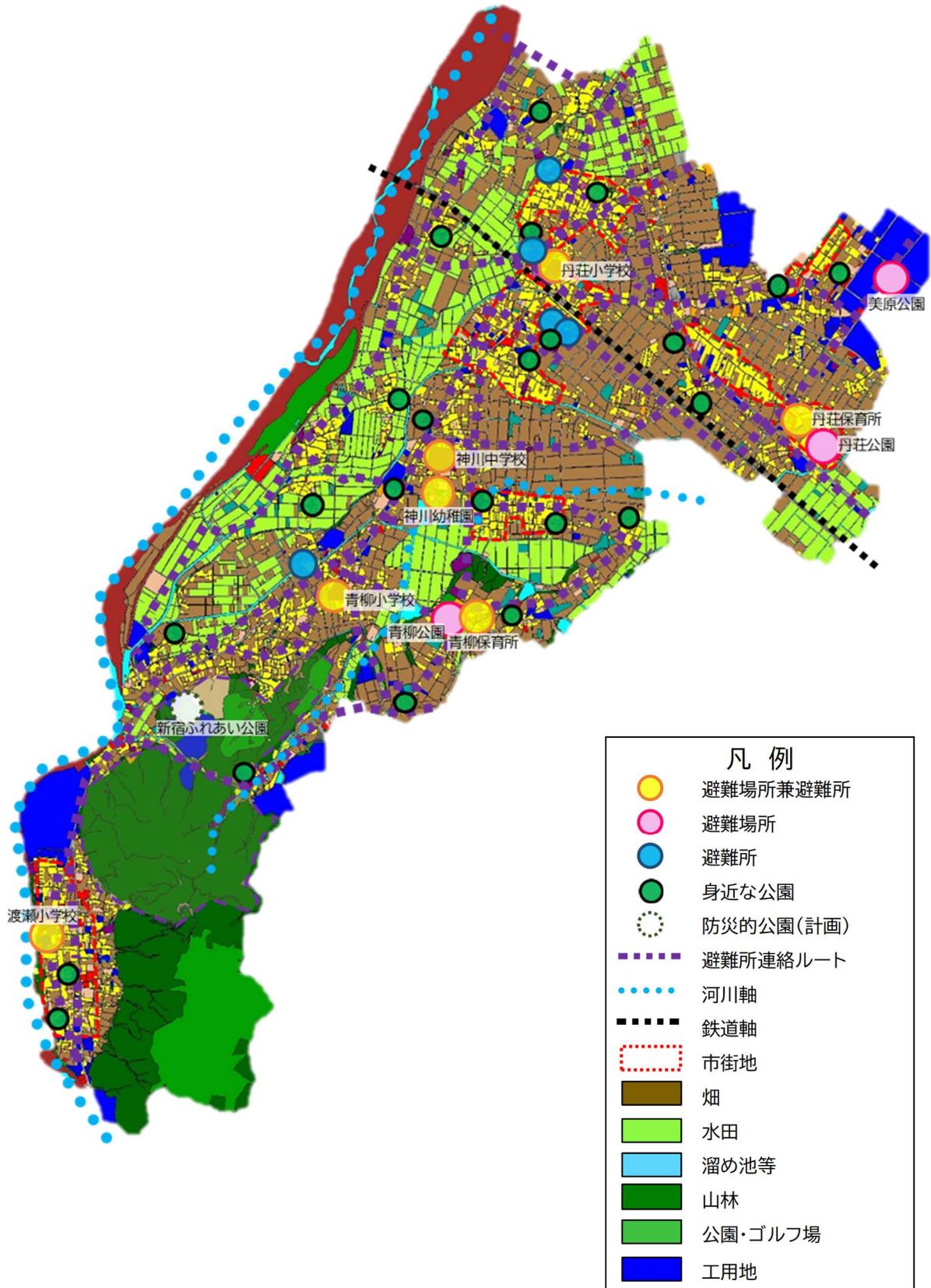
工業地域では、火災などの被害を軽減させる緑地として、住宅地等と分離するための緩衝緑地が計画的に配置されるよう、緑化の指導に努めます。

(3) 避難地、避難路等安全性の確保

災害時の安全性の確保のために、災害発生時の避難地、避難路となる緑地を保全、整備します。

- ① 避難地の確保を含めて、防災拠点としての機能、施設を備えた都市公園の整備を推進します。
- ② 公園、小・中学校等、公共施設の避難地としての機能を高めるために、必要な施設の整備を推進します。
- ③ 国道・県道等、主要道路沿線の緑地の保全に努めます。
- ④ 避難路としての機能を有する歩道や緑道のネットワークは、幹線道路や河川等の緑化による線的緑との連携を考慮して配置します。

■防災システムの配置図



5 景観系統の緑地の配置方針

景観系統の緑地は、多様性や四季の変化が心を育み、潤いのある美しい景観を形成する緑です。地域の気候、風土に応じた特徴ある美しい景観や四季の変化を実感できる生活環境の創出により、人々にゆとりと潤いをもたらすことができることに着目して配置します。

(1) 郷土景観を構成する緑地

郷土景観を構成する緑地の配置を図ります。

- ① 美しい山並みの景観、自然公園区域内の里山、神流川河川敷とその周辺など、自然環境を持つ緑地の保全を図ります。
- ② 地域の特徴的な緑地や社寺林などの緑地の保全を図ります。
- ③ 山間部に構築された下久保ダム(神流湖)や、城峯公園、城峰山周辺など、自然に恵まれた緑地の保全を図ります。

(2) 都市景観を構成する緑地

工業地域では、火災などの被害を軽減させる緑地として、住宅地等と分離するための緩衝緑地が計画的に配置されるよう、緑化の指導に努めます。

(3) 避難地、避難路等安全性の確保

市街地において、都市景観を構成する緑地の配置を図ります。

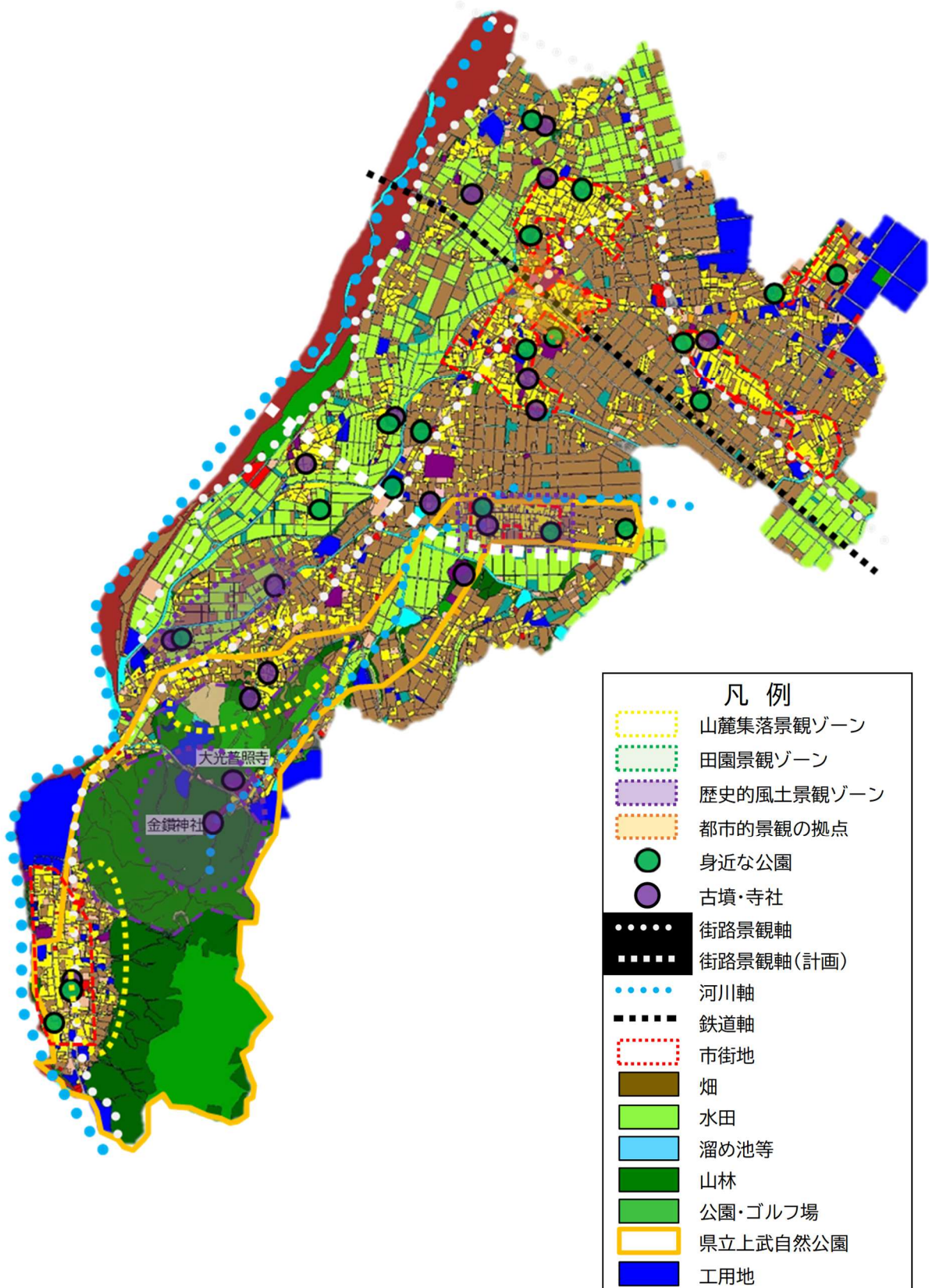
- ① 本町の玄関口となるJR八高線丹荘駅周辺などの市街地において、ふさわしい景観を形成するための緑化を図ります。
- ② 国道・県道等主要道路の街路樹の緑地は、地域の植物特性に配慮するとともに、その維持管理に努めます。
- ③ 神流川や金鑽川等、河川の緑化の推進を図ります。

(4) 文化財と一体的景観の緑地

文化財と一体的な景観を形成する緑地の配置を図ります。

- ① 国指定重要文化財の「金鑽神社多宝塔」(明治45年2月8日指定)や、国指定特別天然記念物の「御嶽の鏡岩」(昭和31年7月19日指定)などの文化財等、御嶽山周辺の歴史的環境を持つ一体的な景観を形成するための緑地の配置を図ります。
- ② 町内に残る古墳とその周辺の緑地の配置を図ります。

■ 景観システムの配置図



6 総合的な緑地の配置方針

市街化の進展状況や、地区ごとの緑地の充足度、配置バランス等を踏まえ、総合的な緑地の配置及び都市緑化の方針を定めます。

総合的な緑地の配置及び都市緑化の計画に当たっては、バランスを考慮した緑地の配置と貴重な緑の保全とともに、河川や道路等の緑化によるネットワーク化を図っていくことが重要と考えます。

(1) 郷土景観を構成する緑地

- ① 町の南部に広がる自然公園内の里地、神流川河川敷とその周辺地域を位置づけ、保全するとともに、山並みや緑地としての連続性や質を高める配置を行います。
- ② 都市の骨格的緑地として、河川、道路、鉄道等を基軸として保全を図ります。
 - (1) 河川緑軸として、神流川、金鑽川を位置づけます。
 - (2) 道路緑軸として国道254号、462号、主要県道を位置づけます。
 - (3) 鉄道緑軸としてJR八高線を位置づけます。

(2) 拠点となる緑地の配置

拠点となる緑地として、上武自然公園、神流川水辺公園、新宿ふれあい公園、神川ゆ〜ゆ〜ランド及び御嶽山周辺を位置づけます。

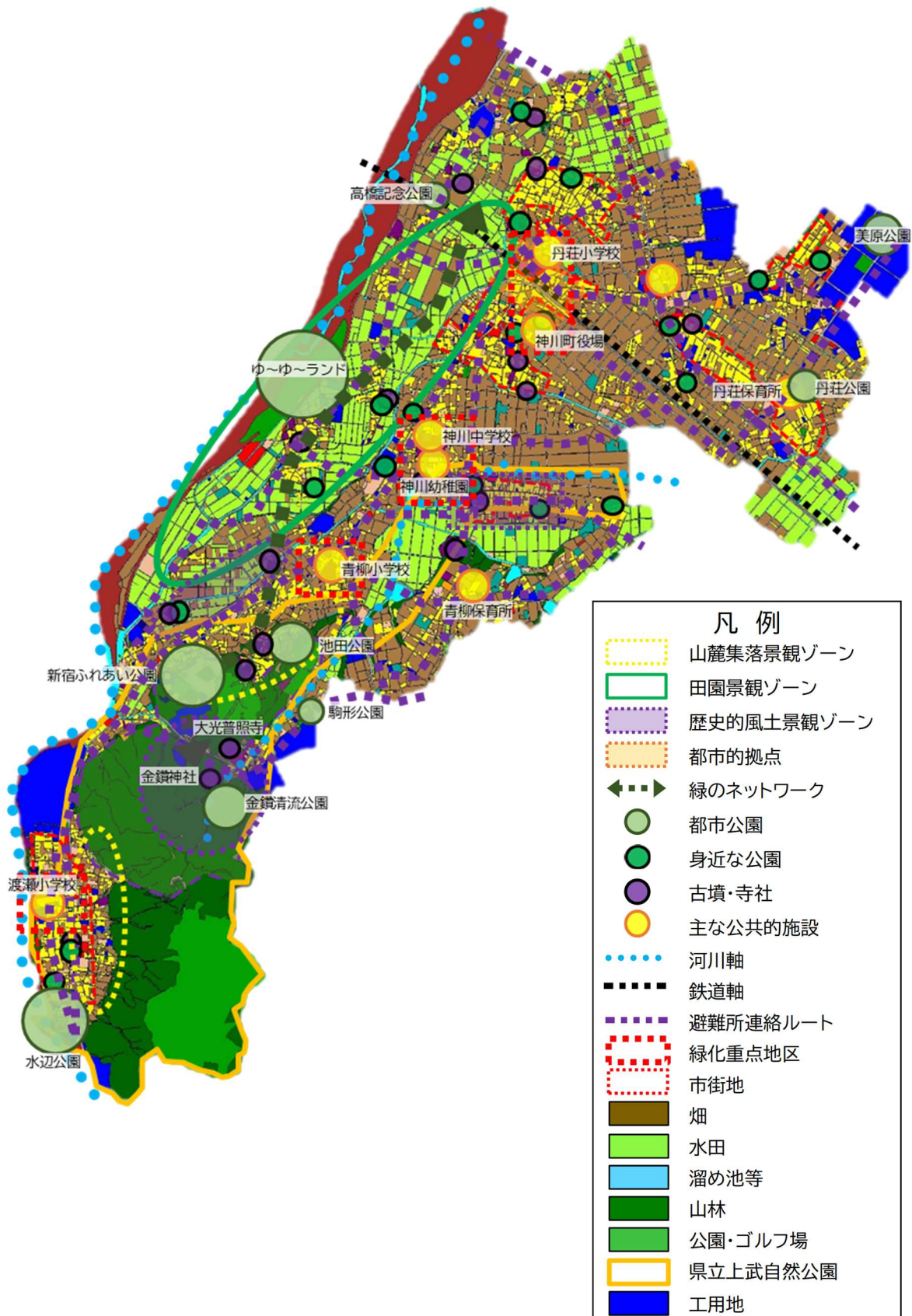
(3) ネットワークを形成する緑地の配置

- ① 骨格的な緑地、拠点となる緑地と点在する緑地をネットワークする緑地として、幹線道路、河川の緑化、緑道の保全に努めます。
- ② 農地の保全や、遊休農地の解消・有効利用、荒廃森林の再生、住宅地の植栽等による緑化の配置を図ります。

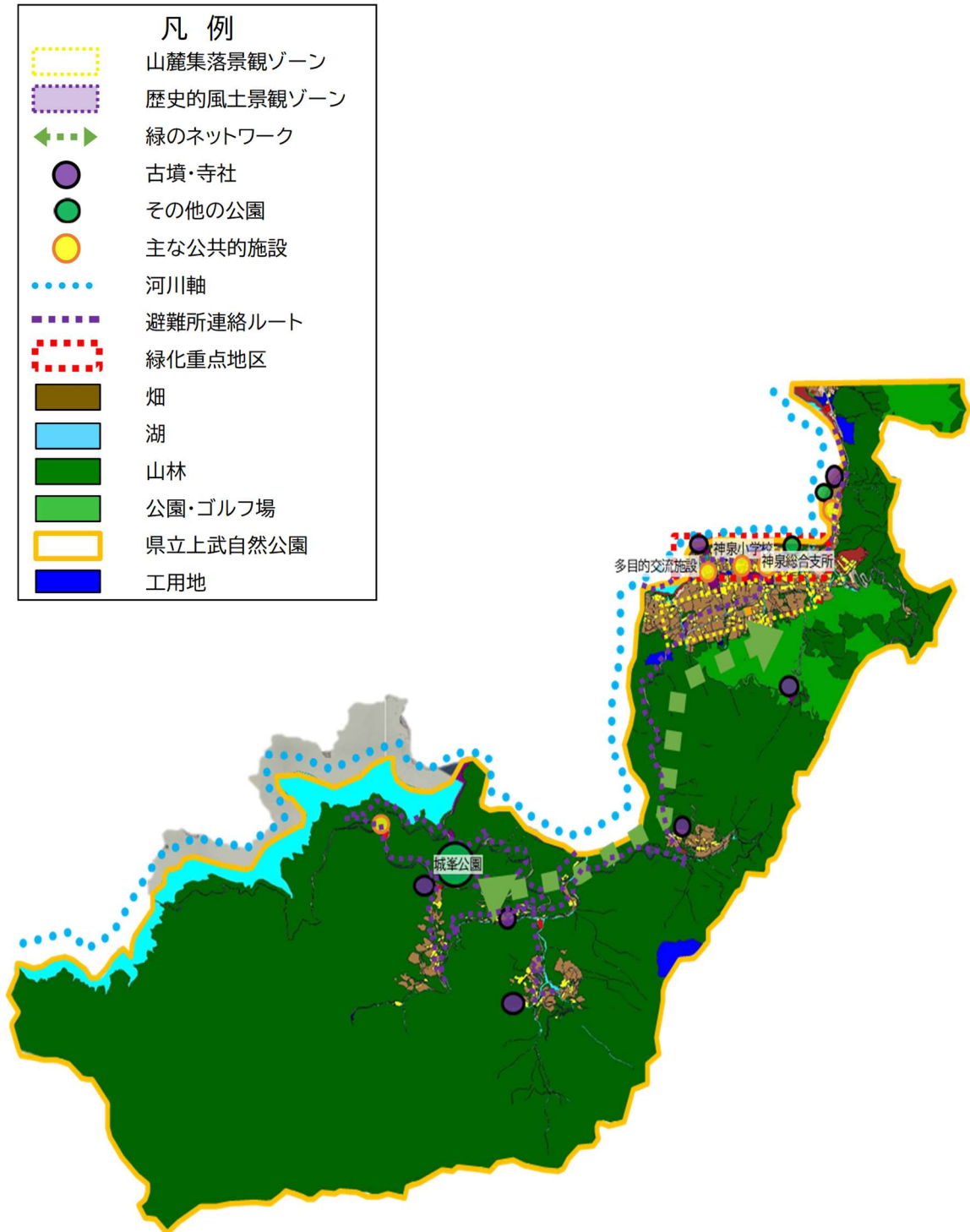
(4) 均衡ある緑地の配置

- ① 比較的緑の少ない市街地地域においては都市施設等の緑化のほか、民間施設等の緑化を促進して、ゆるやかな緑のつながりを確保します。
- ② 都市公園等の整備を推進するとともに、公共施設緑地、民間施設緑地等の活用を促進します。
- ③ 秩序ある開発を促進するために良好な緑地、社寺林などの保全に努めます。

■総合的な緑地の配置図



■都市計画区域外における総合的な緑地の配置図



第5章 水と緑のネットワークの形成

本町の景観特性をより一層高めるため、神流川、金鑽川の河川環境と良好な緑地を有する地区や町内に点在する屋敷林、社寺林、あるいは公園・緑地等を有機的に連携し、さらにそれぞれの拠点を結ぶことによって、町民に親しめるレクリエーション空間を創造し、^(※)多様な野生生物の生息空間にも配慮した彩豊かな都市環境の形成を推進します。

(※) 現在、都市計画や従来の緑化の方針との整合性を図りながら、生物多様性に配慮したまちづくりを総合的に進めることが求められており、水と緑のネットワークは、その面においても効果的であるとされています。

1 公園・緑地の整備・維持管理の充実・質の向上

① 都市公園等の充実

本町の都市公園については、さらなる利用促進を図るとともに、維持管理に努めながら、施設の活性化を図ります。

また、地域イベントでの活用や就労者はもとより、近隣住民の憩いの場となる公園整備に努めます。

② 遊び場や活動の場の提供

子どもが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場や遊具の充実、適切な維持管理に努めます。

また、状況に応じて、成人・高齢者向けの健康遊具の設置を進めます。

2 緑化の推進

① 公共施設の緑化推進

多くの人が集まる公共施設については、緑化と適切な維持管理を推進します。

また、維持管理に配慮したうえで道路の緑化を推進し、快適な道路環境を提供するとともに、火災の延焼等の防止に役立てます。

② 企業等による共同緑化

工場等、企業敷地内の緑化や生垣の整備を促進し、敷地に彩を創造するまちづくりを推進します。

3 河川等の有効活用

① 魅力ある河川空間の整備

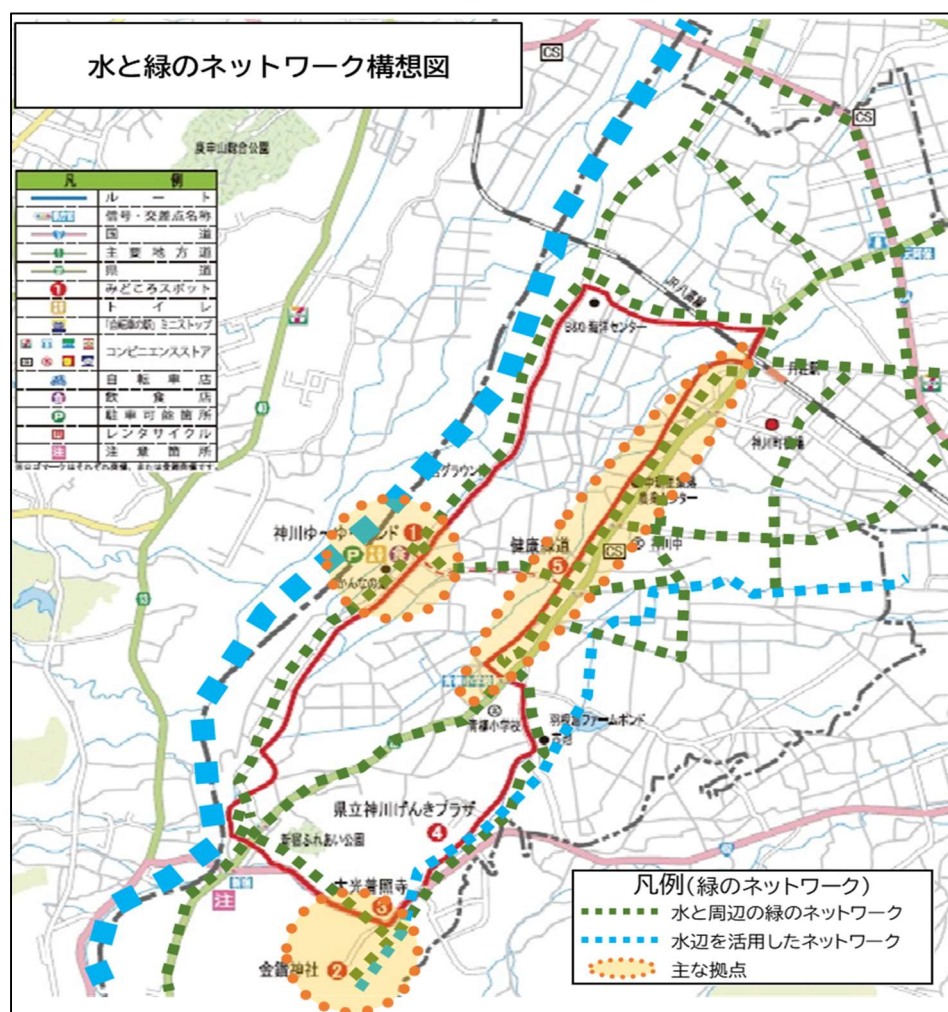
神流川、金鑽川の河川環境に配慮するとともに、河川敷の維持管理及び親水公園や遊歩道の整備、町営グラウンド等の有効活用を図りながら、地域住民等と協働による適切な維持管理に努めます。

② 水路の活用

農業用水路及び周辺の維持管理を農業者と協力して行い、魅力ある水辺環境の創出に努めます。

③ 歩行者・自転車道路網の整備

環境や身体にやさしいウォーキングやサイクリングを促進するため、歩行者や自転車が安全に通行できるよう、堤防などを活用した道路網の維持管理を図ります。



第6章 緑地保全及び緑化推進のための施策

1 まもる緑の施策

水辺や樹林地、農地などの本町の緑及び、これまで創出してきた都市公園や公共施設、住宅地等の緑については、緑地としての確保と町民参加による有効な活用を図り、将来にわたって緑の現状を維持・向上していく取り組みを進めます。

(1) 水辺・河川

本町の緑の軸となる2本の河川は、河川法に基づく(金鑽川にあっては一部準用河川)「河川区域等」として法的にも保全されるべき緑地とされており、その機能を進めるための取り組みを図ります。

埼玉県と共同による「川のはつらつプロジェクト」では、行政と地域の任意団体との協働により河川の利活用の一環として整備された神流川沿いの遊歩道や神流川水辺公園の維持管理に努めます。

近年、桜の存在によって町民に親しまれた景観地ともなっている神川ゆ〜ゆ〜ランドは河川に隣接した場所にあり、春の桜のほか、秋にはコスモスの花で水辺を彩っています。

また、町内各地でコスモスの花いっぱい運動を町民等の活動参加により継続していきます。



神川ゆ〜ゆ〜ランドコスモス畑

(2) 樹林地

歴史的価値を守っている御嶽山周辺の山林などを、緑の保全景観拠点として位置づけ、地域財産・環境財産としての価値を高めます。

また、南部に広がる広大な森林では、森林ボランティアによる落ち葉はき・下草刈り・除伐間伐等の管理作業の実施によって、樹林としての形質を高めるとともに、自然学習空間としての利用を促進します。

(3) 農地

① 優良農地の保全と活用

本町の緑の環境基盤となる農地は、「農振農用地区域」として法的に担保されていますが、その他の農地も含めて秩序ある緑豊かな環境や景観を維持するため、基盤整備のほか、違反農地転用の是正指導などにより、優良農地の保全に努めます。

また、新規就農者の受入れ促進を図るための環境整備に努め、遊休農地や耕作放棄地の解消と有効利用を図ります。

② 市民農園の継続

農業生産基盤の整備や、地産地消の推進などとともに、市民農園を継続し、農業と調和したまちづくりを進めます。

(4) 都市公園

神川ゆ〜ゆ〜ランドをはじめとする都市公園については、更なる利活用の促進を図りながら、公園全体の活性化を図ります。

また、町民や地域が中心となった清掃活動等の取り組みを促進するなど、地域と協働した公園・緑地の管理充実を図ります。

既存公園については、「神川町公共施設再配置計画」に基づいたうえで、適正な維持管理を行い、利便性と質の向上に努めます。

(5) 公共施設緑地

① 維持管理の充実

都市公園を補う施設緑地として、行政や地域の任意団体による活用と維持管理の充実を図ります。

② 子どもの遊び場等の維持管理

子どもの遊び場については、子どもたちが身近で安全に遊ぶことができるよう、遊び場や遊具の適正な維持管理に努めます。

③ その他の公園・緑地の管理充実

町民や地域が主体となった草刈りや清掃活動等の取り組みを促進するなど、行政と地域が協働し、公園・緑地の管理充実を図ります。

既存公園については、適正な維持管理に努め、利便性の向上に努めます。

(6) 道路

① 街路樹の維持・管理

景観や環境面での効果だけではなく、防災面でも重要な機能を持つ街路樹などの緑の維持管理に努めます。

② 沿道生垣の維持・管理

既存の沿道生垣の適正な維持管理を促進します。

(7) 民有地緑地

地域の大樹、伝承やゆかりのある木、屋敷林の構成木などの保全について、町民への普及・啓発に努めます。

2 つくる緑の施策

公園緑地や公共・民間の緑化など、引き続き、まちづくりの中で形成していく緑については、都市公園をはじめ施設緑地の整備や施設全般における利用率を高めていくとともに、水と緑のネットワークに資する道路や河川・水路の緑化の推進、身近な公共施設の緑化の充実などを図る取り組みを進めます。

(1) 公園

既存の都市公園等については、開園から長い年月が経過していることから、今後、改修等整備の必要性があるため、再整備の中で、地域イベントでの活用、近隣住民の憩いの場となる公園整備に努めます。

(2) 公共施設緑地

新たな公共施設が整備される場合には、既存の都市公園等の緑を補完する緑として、適切な緑を整備するとともに、「公共施設等総合管理計画」との整合性に配慮し、公共施設緑地としての維持管理を図ります。

(3) 道路

本町に形成されている街路樹は、国道や県道といった幅員の広い道路となっています。防災面等、重要な機能を持つ街路樹については、管理者とともに維持管理を図ります。

(4) 民間施設緑地

新規開発に伴う緑化の指導・誘導

民間の大規模開発や工場等の新規開発に際しては、既存樹木・緑地をできるだけ残置し、また敷地内に新たな緑を形成する緑化については、都市計画法、工場立地法及び神川町工場立地法地域準則条例に基づき指導・誘導を行います。

3 ひろげる緑の施策

本町の緑を維持管理・充実していく推進力として、町民参加を促進し、町民や企業と行政の連携・協力による取り組みを進めるとともに、効果的な参加活動の支援と緑の普及・啓発を図ります。

本町では、町民やコミュニティ協議会、商工会により、花いっぱい運動が町内各地で取り組まれています。

また、県道上里鬼石線では、歩道の清掃や緑地帯の除草などの維持管理を行う「彩の国ロードサポート制度」の美化活動が町民主体で行われています。

行政として側面から支援するとともに、このような町民・企業の自主的な取り組みを促進します。

第7章 計画の実現に向けて

1 計画の実現に向けて

推進体制を確立・維持します

着実な推進を図るためには、町民、事業者、各種団体、行政といった、それぞれがお互いの役割を理解するとともに、自らができること、なすべきことを責務とし、自覚して行動することが大切です。

さらに、緑の長期的な持続のためには、常に適切な維持管理が行われることが必要であることから、各々のパートナーシップを基礎とした協働により、より強力に計画が推進されるような体制の構築を目指します。

段階的な事業の展開を行います

計画の内容は幅広く、また、目標の達成には、長期の時間を要することから、計画内容の普及、体制づくり、施策の実施に至る事業の展開は段階的に着手可能なことから効果的、かつ着実に取り組みます。

隣接市町との連携を図ります

緑は町域内にとどまらず、隣接する市町と広域的につながって存在しており、水と緑のネットワークを充実・維持する上で、緑の連続性は特に重要となります。

このため、隣接する市町との連携を図り、広域的な取り組みを進めます。

適切な進行管理を行います

目標や将来像の達成を目指し、計画に定めた施策を着実に推進していく必要があります。そのためには、施策の進捗状況や目標に対しての達成度を効率的に把握し、その状況を評価し、評価結果を計画や施策、目標の見直しなどにつなげる、継続的改善の仕組み(P-D-C-Aサイクル)を構築します。

2 計画のプログラム

本計画は、神川町全域における「水と緑のネットワーク形成」を維持・充実する20年の長期の取り組みとなることから、2期に分けて10年単位で見直すものとします。

■計画のプログラム

施策の柱	第1期(令和4年～13年)	第2期(令和14年～23年)
まもる緑の施策	保全・活用 農業振興による農地の活性化 川辺の緑の保全、充実 公園、公共施設等の緑量の維持 街路樹の維持 樹林地の保全 町民農園の維持	保全・活用の維持 農業振興による農地の活性化 川辺の緑の保全、充実 公園、公共施設等の緑量の維持 街路樹の維持 樹林地の保全 町民農園の維持
つくる緑の施策	整備・活用 公園再整備に伴う緑化推進 (公園・子どもの遊び場づくりを含む) 公共施設の緑化促進 道路の緑化促進 民間施設緑地の促進	整備・保全・活用の維持 公園再整備に伴う緑化推進 (公園・子どもの遊び場づくりを含む) 公共施設の緑化促進 道路の緑化促進 民間施設緑地の促進 その他の整備地区の緑化促進 (開発等による公園整備)
ひろげる緑の施策	活動の維持・継続 町民参加の促進 花いっぱい運動、管理ボランティアの活動促進 住民参加の支援 緑の普及啓発	活動の維持・継続 町民参加の促進 花いっぱい運動、管理ボランティアの活動促進 住民参加の支援 緑の普及啓発
水と緑のネットワーク	ネットワークの形成・質の向上	ネットワークの形成・質の向上

資料 用語解説

【あ行】	
●一級河川	国土の保全または国民経済上、特に重要な水系で、河川法によって指定された河川のこと。
●インフラ	生活や産業などの経済活動を営む上で不可欠な社会基盤と位置づけられ、公共の福祉のため整備・提供される施設の総称である。
●SDGs (エス・ディー・ジーズ)	SDGs(エス・ディー・ジーズ:Sustainable Development Goals 持続可能な開発目標)とは、2001年に策定されたミレニアム開発目標(MDGs)の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。
●延焼防止帯	延焼被害を食い止めるために防災上の観点からも受けられる可燃性の低いもので構成された帯状の地域。
●オープンスペース	公園・広場・河川・農地等、建築物等によって覆われていない土地の総称。
【か行】	
●街区公園	都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。一箇所辺り 0.25ha が標準。
●街路樹	道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設として、道路管理者が設置する「道路の付属物」の一種。(道路法第2条第2項)
●過疎地域	人口の著しい減少に伴って地域社会における活力が低下し、生産機能及び生活環境の整備等が他の地域に比較して低位にある地域のこと。
●灌がい用水	田畑を潤すのに必要な水のこと。
●緩衝緑地	都市計画で大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害の防止、もしくはコンビナート地帯などの災害の防止を図ることを目的として、公害、災害発生源地域と背後の一般市街地とを分離遮断するために設けられる緑地。
●近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積2ha を標準として配置。
●形成軸(コリドー)	建物の各部をつなぐ回廊。廊下。また、一般に通路。
●公共施設緑地	都市公園以外の公有地、または公的な管理がなされている公園、緑地に準じる機能を持つ施設。
●公開空地	1971(昭和46)年に創設された総合設計制度に基づいて、ビルやマンションの敷地に設けられた一般公衆が自由に出入りできる空間のこと。
●コミュニティ	居住地域を同じくし、利害をともにする共同社会。町村・都市・地方など、生産・自治・風俗・習慣などで深い結びつきをもつ共同体。地域社会。
【さ行】	
●彩の国ロードサポート制度	住民団体、学校、企業などの皆さんにボランティアで道路の清掃美化活動に取り組んでいただく制度。
●里地里山	原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、溜め池、草原などで構成される地域。
●施設緑地	都市公園、その他の公共施設や民間施設の区画内に存在している緑地。
●自然環境保全地域	良好な自然環境を有する樹林、河川、池沼、湿地等の所在する地域であって、保全することが必要であると認める区域等。

●自然公園	優れた美しい自然の風景地を保護していくとともに、その中で自然に親しみ、野外リクリエーションを楽しむことができるように指定された公園。
●市民農園	都市住民の人々がレクリエーションなどの目的で野菜や花を栽培する場として、農機具収納施設や休憩施設等が整備された農園。
●社寺林	社寺が所有する森林。村落にある社寺や古い時代に作られた社寺には森林を境内や裏山にもっている場合が多い。
●樹林地	平均高さ5m以上の樹木が10平方メートルに1本以上の割合でまとまって存する300平方メートル以上の土地。
●準用河川	一級河川及び二級河川以外の「法定外河川」のうち、市町村長が指定し管理する河川のことである。
●水源かん養	水源を保ち育て、河川流量を調節するための森林。雨水を一時に流出させず、常に一定量をたくわえるので水資源の確保や水害防止に役立ち、保安林に指定されている。
●生産緑地地区	市街化区域内的の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している農地を指定するもの。
●総合計画	地方自治体の全ての計画の基本となり、地域づくりの最上位に位置づけられる計画。
●総合公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で、都市規模に応じ1箇所辺り面積15～75haを標準として配置。
【た行】	
●段丘	川・湖沼・海・谷筋に沿って分布する階段状の地形。
●地域森林計画	森林法(昭和26年法律第249号)第5条第1項の規定に基づき、民有林について、森林整備及び保全の目標等を定める計画で、市町村森林整備計画の策定に当たっての指針となるもの。
●地域性緑地	一定の土地の区画に対して、良好な自然環境などの保全を図ることを目的に法律などでその土地利用を規制する緑地。
●地域防災計画	災害対策基本法第40条に基づき、各地方自治体(都道府県や市町村)の長が、それぞれの防災会議に諮り、防災のために処理すべき業務などを具体的に定めた計画。
●特別緑地保全地区	都市緑地法に基づき、都市計画区域内の緑地のうち、風致や景観が優れているなど、一定の要件に該当する優良な自然環境を形成している緑地について保全するため、都道府県又は市町村が都市計画に定める地区。
●都市計画区域	都市計画制度上の都市の範囲。
●都市公園	都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。
●都市緑地法	良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的とした法律。
【な行】	
●ネットワーク	通信・放送・輸送などに関し、連絡を保って網状になっている構成。
●農用地区域	農業振興地域内における集団的に存在する農用地や、土地改良事業の施行にかかる区域内の土地などの生産性の高い農地等、農業上の利用を確保すべき土地として指定された土地。

【は行】	
●パートナーシップ	英米法において2名以上の者(パートナー)が金銭・役務などを出資して共同して事業を営む関係。
●ファシリティマネジメント	企業・団体等が組織活動のために、施設とその環境を総合的に企画、管理、活用する経営活動のこと。
●PDCAサイクル	Plan(計画)、Do(実行)、Check(測定・評価)、Action(対策・改善)の仮説・検証型プロセスを循環させ、マネジメントの品質を高めようという概念。
●微気象	地表面から2メートルくらいまで、あるいは100メートルくらいまでの大気現象。地面の状態によって著しい影響を受け、生物の生活や農業・建築などにかかわりが深いこと。
●保安林	森林法によって定められた森林の一種。木材生産ではなく、水源の保持・土砂災害の防止・生活環境の向上などの森林が持つ公益的機能を重視し、機能を発揮することを一般の森林以上に期待された特別な森林。
●保存樹・保存林	地域で親しまれてきた老木や名木、あるいは良好な自然環境を残す樹林などを、区市町村の条例等により、指定し保存するもの。
【ま行】	
●緑のネットワーク	幹線道路の街路樹や河川の緑などが相互に結び付けられ、水や緑を感じ、ふれあうことのできる空間。
●民間施設緑地	民有地で公園緑地に準じる機能を持つ施設。
【や行】	
●屋敷林	屋敷の周囲に設置された林。屋敷森とも呼ばれる家屋の一方向または複数方向に配列された樹木群。台風、季節風、地方風などの風のエネルギーを低減させて、集落や家屋を保護する手段として活用されている。また、多雪域では敷地内の積雪を少なくさせる効果もある。
●遊休農地	農地法において、「1.現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されないと見込まれる農地」「2.その農業上の利用の程度がその周辺の地域における農地の利用の程度に比し著しく劣っていると認められる農地。
●遊水地	遊水地は、河川に接する土地の一部を堤防で囲み、その中を掘り下げて造る治水施設。
●ユニバーサルデザイン	年齢や能力、状況などにかかわらず、できるだけ多くの人が使いやすいように、製品や建物・環境をデザインするという考え方。
【ら行】	
●緑地協定	市街地の良好な環境を確保するために、都市計画区域内のある程度まとまった土地の所有者や借地権者などが話し合い、基本的には全員の合意で取り決める、住民自身による自主的な緑地の保全や緑化に関する協定。
●緑地保全地域	都市計画によって定められる地域地区の一つで、無秩序な市街地化の防止や生活環境の確保などのために保全する必要がある相当規模の緑地の区域。
●緑被率	一定の広がりの地域で、樹林・草地、農地、園地などの緑で覆われる土地の面積割合で自然度を表す指標の一つ。
●歴史的風土	わが国の歴史上意義を有する建造物、遺跡等が周囲の自然的環境と一体をなして古都における伝統と文化を具現し、形成している土地の状況。



神川町緑の基本計画
令和4年（2022年）3月発行

発行 神川町 埼玉県児玉郡神川町大字植竹 909
電話 0495-77-2111（代表）
編集 神川町建設課